

伊達市飲食業緊急支援給付金申請受付要領

1 目的

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、売上が大きく減少している市内飲食業者の事業継続を支援するため、伊達市独自の給付金を支給します。

2 給付金の対象者

次のすべての要件を満たしていることが必要です。

①伊達市内で飲食業を営んでおり、今後も継続する予定であること。

伊達市内に飲食業を営む店舗があり、給付金の受領後も営業を継続する意思があること。

なお、飲食業とは日本標準産業分類による産業のうち、飲食サービス業を営むもので、食品衛生法施行令第35条第1号に規定する飲食店営業及び同条第2号に規定する喫茶店営業をいう。

※テイクアウト形式の店舗も対象となります。スーパーやコンビニ等のイートインスペースは対象外です。

②次に掲げるいずれかに該当する法人又は個人。

- ・ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること（ただし、みなし大企業を除きます）。
- ・ 社会福祉法に規定する社会福祉法人
- ・ 医療法に規定する医療法人
- ・ 特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人

③令和2年11月又は12月の1箇月間（以下、「売上高減少月」という。）の売上高が、前年同月比で30%以上減少していること → 【売上高減少率の計算方法①】により算定

※次に該当し、前年同月の売上高と比較することが適当でない場合は、令和2年11月又は令和2年12月の売上高が平成31年1月から令和2年12月までの連続する3箇月の平均売上高と比較して30%以上減少していることとします → 【売上高減少率の計算方法②】により算定

ア 前年同月に事業を行っていない場合

イ 令和元年台風第19号により被災し、売上高を比較することが適当でない場合

【売上高減少率の計算方法①】

《例1：売上高減少月が令和2年12月の場合》

$$\frac{\text{「令和元年12月の売上高」} - \text{「令和2年12月の売上高」}}{\text{「令和元年12月の売上高」}} \times 100$$

【売上高減少率の計算方法②】 ※該当者のみ

《例2：売上を比較する月が平成31年3月～令和元年5月の場合》

$$\frac{\text{「平成31年3月～令和元年5月の平均売上高」} - \text{「令和2年12月の売上高」}}{\text{「平成31年3月～令和元年5月の平均売上高」}} \times 100$$

④新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の取組みを実施していること

誓約書兼同意書（様式第2号）」により、感染拡大防止の取組みを実施していることを誓約していただきます。

⑤店舗の営業日が週4日以上あること（ただし新型コロナウイルス感染症に起因する休業を除きます）

誓約書兼同意書（様式第2号）」により、店舗の営業日が週4日以上あることを誓約していただきます。

⑥市税を滞納していないこと。

伊達市分の市税に係る「納税証明書」や「完納証明書」は不要ですが、代わりに誓約書兼同意書（様式第2号）を御提出いただき、伊達市が納税状況を確認することへ同意いただきます。

⑦性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。

誓約書兼同意書（様式第2号）により、性風俗関連特殊営業を営んでいないことを誓約していただきます。

⑧暴力団員等に関与していないこと。

反社会的勢力排除に関する誓約書（様式第3号）により暴力団員等に関与していないことを誓約していただきます。

3 給付金の交付額

給付金は基本給付金に追加給付金を加算した額を交付します。

給付金は店舗ごとに算定し、1事業者につき2店舗まで申請することが可能です。

基本給付金	条件	1店舗あたりの給付額
	一律	10万円

+

追加給付金	条件	1店舗あたりの追加給付額
	市内の店舗が賃貸物件である場合注1	直近に支払った1箇月分の家賃×1/2（千円未満切り捨て、上限10万円）×2

注1：ただし、市内の店舗が次のア又はイに該当する場合は、対象外とする。

ア 賃貸人が交付対象者の代表（実質的な経営者含む。）である場合

イ 賃貸人が交付対象者と生計を一つにする者である場合

||

給付金の交付額

（2店舗まで給付金の額の算定に含めることができます）

4 申請書類等

(1) 伊達市飲食業緊急支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）

(2) 売上高減少率計算表（様式第1号別紙1）

(3) 売上高減少月（令和2年11月又は令和2年12月）の売上高が分かる書類の写し

申請者が営む事業に関する全ての売上高が確認できる書類の写しを提出してください

【法人】売上台帳、帳簿その他売上げが減少した月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類

【個人】売上台帳、帳簿その他令和2年分の確定申告の基礎となる書類

(4) 売上高減少月の前年同月の売上高を示した書類の写し

【法人】①売上高減少月の属する事業年度の直前の事業年度の「確定申告書別表1」の控え

②法人事業概況説明書（裏面の「月別の売上高等の状況」を含める）の控え

③法人事業概況説明書に「月別の売上高等の状況」が記載されていない場合には、売上台帳、帳簿その他売上高減少月の属する事業年度の直前の事業年度の同月を示す資料を添付してください。

【個人】青色申告を行っている場合

①令和元年（平成31年）分の「確定申告書第1表」の控え

②所得税青色申告決算書の控え（損益計算書のページと月別売上金額及び仕入金額のページの2枚）

白色申告を行っている場合

①令和元年（平成31年）分の「確定申告書第1表」の控え

②売上高減少月の前年同月の月間の売上高を記載した売上台帳等

※1 確定申告書の收受日付印について

確定申告書は、原則、收受日付印が押印されていることが必要です。ただし、電子申告により申告されている場合は、提出時にメッセージボックスに受信する「受信通知」のメール詳細を印刷して添付してください。

（收受日付印または受信通知のいずれも存在しない場合の取り扱い）

【法人】税理士による押印及び署名がなされた、売上高減少月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入を証明する書類（様式自由）を提出することで代替することができます。

【個人】提出する確定申告書の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）又は伊達市に提出した「市町村民税申告書」の控えの写しを提出することで代替することができます

※2 確定申告書がない場合

新規創業者等で確定申告書がない場合の提出資料は、事務局へご相談ください。

※3 【売上高減少率の計算方法②】を用いた場合

算定に用いた月の売上高を示した売上台帳等の写し、令和元年台風第19号により被災した方は被災（罹災）証明書の写しを提出してください。

(5) 伊達市飲食業緊急支援給付金申請内訳書（様式第1号別紙2）

(6) 伊達市内で飲食業を営んでいることが分かる書類

例) 飲食店営業許可の写し

(7) 誓約書兼同意書 (様式第 2 号)

(8) 反社会的勢力排除に関する誓約書 (様式第 3 号)

(9) 追加給付金 (賃貸物件の場合) を申請する場合

①店舗に係る賃貸借契約書の写し

ない場合 → 家賃等証明書 (様式第 1 号別紙 3) を家主・管理者に作成していただき、提出してください。

②店舗に係る直近の家賃支払いを証明できる書類 (領収書、通帳等) の写し

ない場合 → 家賃等支払証明書 (様式第 1 号別紙 4) を家主・管理者に作成していただき、提出してください。

(10) 振込口座通帳の金融機関、支店、預金種別、口座名義人及び口座番号が記載された箇所^の写し
例) 「通帳の表紙」及び「通帳を開いた 1、2 ページ目」の写し

(11) 伊達市飲食業緊急支援給付金交付申請書類確認シート

申請書類を提出する前に、必ず別紙「伊達市飲食業緊急支援給付金交付申請書類確認シート」を用いて申請書類及び添付資料の確認してください。

上記の書類の他にも、申請内容を確認するため市から追加の書類提出を求める場合があります。

5 申請期間

令和 3 年 1 月 1 8 日 (月) ~ 令和 3 年 2 月 2 6 日 (金) ※当日消印有効

6 申請書の配布窓口

- ・伊達市役所商工観光課 (保原庁舎 3 階)
- ・伊達市役所の各総合支所
- ・伊達市商工会 (伊達市梁川町青葉町 3 番地) 及び各支所
- ・保原町商工会 (伊達市保原町字宮下 1 1 1 番地)

7 申請方法

原則、郵送 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、御協力願います。

8 申請書の提出先

〒960-0692 伊達市保原町字舟橋 180 番地
伊達市飲食業緊急支援給付金事務局 (商工観光課扱い)

9 相談窓口

混雑を避けるため、窓口での御相談は事前に電話により御予約願います。

【お問合せ先電話番号】

伊達市商工観光課 : 024-573-5632 受付時間 : 平日 8:30~17:15

10 留意事項

交付申請に係る送料や添付資料を準備するための経費は申請者負担になります。